証券コード2397
平成27年６月２日

株　主　各　位

神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目１番地43
株式会社ＤＮＡチップ研究所
取締役社長　的　　場　　亮

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。
さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するよう送付いただきたくお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
26頁から27頁記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成27年６月24日（水曜日）午前10時30分
2. **場　　所**　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目29番地1
ベストウェスタン横浜
※会場は前年と変更しております。ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. **目的事項**
報告事項　第16期（自平成26年４月１日　至平成27年３月31日）に関する事業報告の内容、及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件（１）
第２号議案　定款一部変更の件（２）
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役２名選任の件
4. **招集にあたっての決定事項**
(1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以　上

その他株主総会招集に関する事項
株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.dna-chip.co.jp/）に掲載させていただきます。

（お願い）
当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①当期の状況

当期におけるわが国経済は、円安・株高基調が継続し、輸出企業を中心に企業収益が改善され景気は緩やかな回復傾向にあるものの、消費税増税や円安進行による物価上昇により個人消費の回復は鈍く、国内景気は先行き不透明な状況で推移しております。

当社を取り巻くライフサイエンス分野においては、高齢社会を迎えて糖尿病などの慢性疾患や認知症などの脳神経疾患に加え、エボラ出血熱、デング熱などの新たな感染症が世界中に広がる恐れがあるなど21世紀の医療は新たな課題の解決を迫られています。

一方、iPS細胞などを利用した再生医療などの新たな治療薬の開発が進展し始めています。

アベノミクスの第３の矢の目玉の一つである日本版ＮＩＨ構想のなか、2015年４月に日本医療研究開発機構（ＡＭＥＤ）が設立され、トップダウンで実用化の出口を見据えつつ、基礎研究の有望な成果について実用化まで各省庁横串で一貫したマネジメントのもと実施されることとなります。

このことにより、わが国の健康医療分野におけるイノベーションを製品化という形で社会還元する仕組みが整いつつあることは、当社が属するライフサイエンス分野にとって、今後の明るい材料となっております。

このような状況下において、当期の目標を「研究開発から事業化へ加速」と定め、研究受託事業の重点化とメニューの充実及び診断関連事業拡充による収益構造の改革を推進しております。

この結果、当期の売上高は、357百万円（前期比102.4％）、営業損失は99百万円で、経常損失は119百万円、当期純損失は135百万円となりました。

（単位：千円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
平成27年３月期	357,321	△99,428	△119,053	△135,915
平成26年３月期	349,065	△44,781	△44,743	△45,776

事業部門別事業状況は次のとおりです。

【研究受託事業】

研究受託事業におきましては、大学や研究機関、製薬・食品会社等を主な顧客としてＤＮＡチップ、次世代シークエンス関連の解析や統計処理等を行っております。主要なサービスとして受託サービスと診断サービスがあります。

ⅰ．受託サービス

マイクロアレイを使用した受託解析サービスと次世代シークエンス解析サービスが主力のサービスであります。

マイクロアレイ受託解析サービスでは、製薬会社、食品会社等への提案型営業を行うとともに、大学病院、研究所等の顧客に対しては、きめ細かなフォローを推進しました。また、次世代シークエンス解析サービスでは、お客様との対話を重視し、データ解析とサポートに力を注いでまいりました。いずれのサービスも他社との差別化を意識し、新規サービスメニューの拡充を図るとともに、既存サービスのアップデートを含め、クオリティの高い内容をお客様に提供すべく取り組んでおります。

ⅱ．診断サービス

診断サービスにおきましては、「リウマチェック」（関節リウマチの薬剤効果予測検査）の多剤効果予測検査サービス及び「免疫年齢」サービスの拡充、新規サービス「ＥＧＦＲチェック」（肺がん患者を対象とした組織由来ＤＮＡ変異検出）の開始に向けた取組みに全力を注いでおります。

その結果、当期の売上高は、340百万円（前期比101.5％）となりました。

【商品販売事業】

商品販売事業におきましては、ＤＮＡチップ解析を体験できるキットである「ハイブリ先生」を主に高校・大学に対して、ｉＰａｄ環境（その互換環境を含む）で稼働するソフトウエア・パッケージ製品「ｉＲＩＳ：関節リウマチ問診システム」を医療機関の関節リウマチの診断現場に対して、それぞれ受注拡大を推進し、当事業年度は「ハイブリ先生」を59セット、ｉＲＩＳを８セットそれぞれ販売いたしました。また、ＤＮＡ抽出用キット「ＴＢＯＮＥ ＥＸ ＫＩＴ」をＤＮＡ鑑定実施機関の警察機関、大学法医学を中心に37セット販売いたしました。

その結果、当期の売上高は、17百万円（前期比123.8％）となりました。

部門別売上高

	前期（平成26年３月31日）		当期（平成27年３月31日）		前期比（％）
	金額（千円）	構成比（％）	金額（千円）	構成比（％）	
研究受託	335,200	96.0	340,156	95.2	101.5
商品販売	13,864	4.0	17,164	4.8	123.8
合計	349,065	100.0	357,321	100.0	102.4

②研究開発の状況

当社における研究開発活動は、研究受託事業の一環として行っているものです。具体的には、診断に有用なコンテンツの開発及びそれらを搭載したチップの開発並びに応用技術の利用に必要な要素技術を開発することであります。このために、関連技術を有する大学及び企業等と手を組み共同研究や研究の受託を積極的に推進しております。

当事業年度に実施した研究開発活動は以下のとおりです。

１．診断メニュー拡充のための取組み

ⅰ．リウマチェックの多剤効果予測

当期は、関節リウマチ生物学的製剤である３剤（レミケード、アクテムラ、オレンシア）の効果予測研究を進め、投与前の患者の血液における特定の生物学的パスウェイの遺伝子群の働き方を調べることにより、薬剤効果を予測しうることを見出しました。平成27年度上期には、本成果の論文化を進めるとともに、本成果を用いた多剤薬剤効果予測サービス開始を目指します。

また、当期において、関節リウマチ疾患活動性を同定するバイオマーカーFAM20A遺伝子の特許査定を完了致しました。

ⅱ．免疫年齢サービス

免疫検査コストを低減するため、qPCR測定系の開発を行ないました。その結果、従来のマイクロアレイを用いた検査系に比べ、約1/3のコストダウンに成功致しました。本成果については、11月の第37回日本分子生物学会年会において学会発表を行なっております。

平成27年度には、qPCR測定系を用いた免疫年齢サービスを展開してまいります。

ⅲ．ＥＧＦＲチェック

低頻度変異検出のための検査精度についての検討実験を重ね、精度が保たれる実験条件・検体提出条件の設定を完了しました。

平成27年度には、設定した条件のもと、検査受託サービスを開始いたします。

２．国プロジェクト等における研究開発活動

ⅰ．再生医療関連

国立研究開発法人新エネルギー・産業総合開発機構（ＮＥＤＯ）から委託を受け「再生医療の産業化に向けた細胞製造・加工システムの開発」に参加し、ヒト多能性細胞由来の再生医療製品製造システムの開発（心筋・神経・網膜色素上皮・肝細胞）、ヒト間葉系幹細胞由来の再生医療製品製造システムの開発を実施いたしました。

ⅱ．京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区関連

経産省の医工連携事業化推進事業の中で、神奈川県・横浜市・川崎市が共同提案した『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略特区』において、横浜プロジェクトの一環として、「微量血液の採取を目的とした低侵襲針と吸引ユニット

の試作開発」に研究実施機関として参画いたしました。
３．当事業年度に発表した論文
ⅰ．大規模日本人集団のeQTL解析により、遺伝子発現を調節する遺伝子領域を同定
京都大学大学院医学研究科附属ゲノム医学センターと共同研究で、日本人集団における遺伝子発現調節に関わるゲノムＤＮＡ配列変異（ＳＮＰ）を全ゲノム領域で探索し、データベースとして公開しました。本成果は、ヒトにおけるゲノムＤＮＡ配列の違いが、表現型の多様性や疾患感受性にどのようにして影響を与えるか、そのメカニズムの解明につながる成果です。研究成果は、国際科学雑誌「PLOS ONE」に掲載されました。
ⅱ．グリオーマ（神経膠腫）の機能を抑制するマイクロＲＮＡを同定
当社は、愛媛大学、北海道大学と共にＪＳＴ研究成果最適展開支援プログラム（Ａ－ＳＴＥＰ）に採択され共同研究を行ってまいりました。その成果として、愛媛大学大学院 医学系研究科 脳神経外科学の山下大介助教らは、脳腫瘍の一種であるグリオーマ（神経膠腫）の機能を抑制するマイクロRNAを発見いたしました。
本研究は、グリオーマ形成、再発に関わる作用機序の同定に結び付くと考えられ、癌の根治療法を生み出すと期待されます。なお、本研究成果は国際誌「Cancer Research」に掲載されました。
ⅲ．異なるマイクロアレイデータの比較を可能にする標準RNAとプローブの開発
当社は、特定非営利活動法人バイオチップコンソーシアム（JMAC）と共同で、ＤＮＡチップの標準化に向けた取組みを推進してまいりました。平成26年12月に、異なるプラットフォームで得られたデータの補正に適用可能な標準RNAとプローブの開発に成功いたしました。
この成果により、マイクロアレイやRT-PCR、次世代シーケンシングなどのダイナミックレンジならびに限界値の検出や、異なるメーカーのプラットフォームによって得られたデータの直接比較が可能になることが期待されます。
本研究成果は国際誌「Analytical Biochemistry」に掲載されました。
４．当期に取得・申請した特許
ⅰ．関節リウマチの活動性指標となる新規バイオマーカー
リウマチ患者の血液中のFAM20A遺伝子の発現量を測定することにより、疾患活動性の評価や関節リウマチ治療薬の治療効果のモニタリングを可能とする方法に関する特許であり、平成27年１月に登録されました。
ⅱ．がん幹細胞に対する増殖抑制機能を有するマイクロＲＮＡをスクリーニングする方法及びマイクロＲＮＡを有効成分とするがん幹細胞の増殖抑制剤
　上記３　ⅱ「グリオーマ（神経膠腫）の機能を抑制するマイクロＲＮＡを同定」に関連する特許申請を、平成27年１月に行いました。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は6.3百万円であり、その主たるものは、研究開発にかかる工具、器具及び備品等の設備であります。

(3) 資金調達の状況

平成26年12月８日に第三者割当による新株を発行し、これにより567百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社の事業分野でありますライフサイエンス分野は、今後市場が益々拡大するものと期待されております。このような環境下における当社の対処すべき課題は次のとおりです。

①診断サービスメニューの拡充

現在当社は、研究受託事業と商品販売事業の２つの事業を行っておりますが、このうち研究受託事業、特に診断サービスの拡充を図ることが最重要課題であります。診断サービス市場は、国内外で大きな伸びが期待されており、今後の当社事業の大きな柱と位置付けております。このため、新規サービスの開発を積極的に行ない、診断サービスメニューの拡充を推進してまいります。

② 診断チップ及び診断サービスの研究開発の加速

現在ＤＮＡチップは、研究分野向けを狙った網羅型の平板チップが主流ですが、今後、個人化医療に対応した診断チップの需要が拡大してくると予想されます。当社はこれに対応するため、平成26年11月に株式会社エンプラスと資本業務提携契約を締結し、今後共同して診断チップの開発を推進する予定です。また、大学、公的病院等と共同研究開発契約を締結し、ＲＮＡチェックを用いた癌や免疫関連等に的を絞った臨床診断チップの開発、事業化を推進してまいります。これらとともに、当該チップを使用した診断サービスの開発を加速してまいります。

③海外展開

診断サービスの市場は、今後国内外で大きな伸長があるといわれております。特に、先行市場である米国市場での伸びが大きいと予想されます。当社は、その市場を少しでも取り込むため、米国を中心とした海外展開を積極的に推進してまいります。

④人材の確保

大学、公的病院等と臨床診断チップ等の共同研究開発を進めていく上では、専門的知識と技術を有した人材の確保及び育成とその定着を図ることが重要であると認識しております。経験豊富な研究者の確保を進めておりますが、今後診断チップ等新たな研究開発を進めていく上で、さらなる優秀な研究者の確保が必要であり、この人材の確保に努めてまいります。一方、評価実験、製造等を担当する技術者(テクニシャン)につきましては、作業の機械化や外注等による対応を進めていく考えです。

⑤営業体制の強化

当社の営業部門は、人員もまだ少数であり、充分な体制を整えているとは言い難い状況にあります。今後の診断ビジネスへの事業展開を考慮すると、提案型営業など技術部門とより密接に連携した受注活動が必要であり、営業要員の増員により、顧客ニーズの迅速な取り込みはもとより、顧客第一主義の徹底を図り、製販一体となった受注活動を推進してまいります。

⑥特許対応

遺伝子関連事業においては、競合会社に対抗していくためには特許権その他の知的財産権の確保が非常に重要であると考えております。当社は、これまでＤＮＡチップ開発のための基礎特許を中心に特許出願を行ってまいりましたが、今後は大学、公的病院等と共同研究開発を進めている臨床診断チップ向けコンテンツの成果を積極的に特許権として取得する方針です。このため、共同研究開発契約でも契約先と共同で特許出願を行う権利確保を標準としております。戦略特許に値するものについては、当社単独での出願も行う方針です。

(5) 財産及び損益の状況

	第13期 平成24年３月期	第14期 平成25年３月期	第15期 平成26年３月期	第16期(当期) 平成27年３月期
売上高(百万円)	401	371	349	357
経常損失(百万円)	164	89	44	119
当期純損失(百万円)	165	80	45	135
１株当たり当期純損失(円)	48.85	23.84	13.50	37.19
総資産(百万円)	598	450	394	896
純資産(百万円)	457	384	338	833
１株当たり純資産額(円)	134.89	113.44	99.93	181.73

（注）1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、平成26年12月8日付けで848,000株の第三者割当増資及び新株予約権8,520個（新株予約権1個につき100株）の発行を行っております。前事業年度の期首に当該増資が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。
3. 財産及び損益の状況
①第13期につきましては、研究開発から事業化を目標とし、研究受託事業メニューの充実と診断事業の強化による収益構造の改革を推進いたしました。
②第14期につきましては、目標を研究開発から事業化への加速とし研究開発受託事業の重点化とメニューの充実及び診断関連事業拡充による収益構造の改革を図りました。
③第15期につきましては、前期からの研究開発から事業化への加速と研究開発重点化とメニューの充実及び診断関連拡充による収益構造の改革を推し進めました。
④第16期の状況については、前述「(1)事業の経過及びその成果」のとおりであります。

(6) 主な事業の内容

事業区分		事業内容
研究受託		研究受託 受託解析サービス 診断サービス
商品販売	開発商品	汎用チップの販売 開発機器の販売 ソフトウェア・システム品の販売
	一般機器	一般流通機器・システムの販売

(7) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社・研究所	神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目１番地43

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	無し	40.8才	7.2年

（注） 従業員数は就業人数であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な借入先
該当事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　10,080,000株

(2) 発行済株式の総数　4,237,700株
（自己株式49株を含む）

(注) 平成26年12月８日付けで第三者割当増資により、発行済株式は848,000株増加しました。

(3) 株主数　5,005名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
㈱エンプラス	848,000株	20.01%
松原謙一	70,000株	1.65%
森　淳彦	70,000株	1.65%
㈱サン・クロレラ	70,000株	1.65%
井上伸一	63,500株	1.49%
枝松七郎	63,400株	1.49%
日本証券金融㈱	53,300株	1.25%
大塚榮子	48,000株	1.13%
藤尾晋作	47,900株	1.13%
㈱SBI証券	46,400株	1.09%

(5) その他株式に関する重要な事項

平成26年12月８日に第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が848,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ283,656,000円増加しております。

3. 新株予約権等に関する重要な事項

平成26年12月８日に第三者割当による新株予約権8,520個（新株予約権１個につき100株）の発行を行い、当該発行による潜在株式数が852,000株、発行価額が新株予約権１個につき7,430円（総額63,303,600円）となります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	的場　亮	
取締役	リム チュンレン	診断事業本部診断事業部長兼海外事業部長
取締役	田村卓郎	ライン株式会社代表取締役社長
取締役	片山登喜男	
常勤監査役	今井庸介	
監査役	大塚榮子	
監査役	吉田春樹	イデア監査法人代表社員

(注) 1. 取締役リム チュンレン氏及び片山登喜男氏は、平成26年６月26日開催の定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしました。
2. 平成26年６月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役松原謙一氏は、任期満了により退任いたしました。
3. 田村卓郎氏及び片山登喜男氏は、社外取締役であります。
4. 今井庸介氏及び吉田春樹氏は、社外監査役であります。
5. 取締役片山登喜男氏、監査役今井庸介氏、吉田春樹氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 監査役吉田春樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役片山登喜男氏は、弁護士として企業法務に精通しており、会社法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役5名　19,500千円　（内社外取締役2名 2,100千円）

監査役3名　10,237千円　（内社外監査役2名 7,837千円）

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等兼職状況と当社との関係

取締役田村卓郎氏は、ライン株式会社の代表取締役社長であります。ライン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役吉田春樹氏は、イデア監査法人の代表社員であります。

イデア監査法人と当社とは特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
取締役	田　村　卓　郎	当期開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、事業開発、技術面運営面からの発言を行っております。
取締役	片　山　登喜男	就任後開催の取締役会14回のうちすべてに出席し、弁護士の立場から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
監査役	今　井　庸　介	当期開催の取締役会18回のうちすべてに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 また当期開催の監査役会15回のうちすべてに出席し、監査結果について意見交換、監査結果に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	吉　田　春　樹	当期開催の取締役会18回のうち15回に出席し、公認会計士の専門的見地から発言を行っております。 また当期開催の監査役会15回のうち13回に出席し、監査結果について意見交換、監査結果に関する重要事項の協議を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第１項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名　　称　　清友監査法人

(2) 報酬等の額　　当事業年度に係る報酬等の額　　9百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　9百万円

尚、報酬額については監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容　非監査業務は委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社都合の他、下記の事項に該当すると判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該監査法人の解任又は不再任の検討を行い、監査役会規則に則り決定し、取締役会に通知します。

ⅰ）会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると判断される場合

ⅱ）会社法、公認会計士等の法令違反による懲戒処分や監督官庁から処分を受けた場合

ⅲ）その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性総合的能力等の具体的要素を列挙し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約の締結については、定款に規定しておりません。

(8) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・監査役が業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認します。

・監査役は取締役会に出席し、取締役会の出席及び審議の状況を確認します。

・取締役は就任にあたり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録は担当の取締役が作成し、総務部に保管します。

・各取締役が担当業務に関して行う決定は、決裁文書によって行い、総務部に保管します。

・上記の議事録及び決裁文書は10年間保管します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・１件１千万円以上の設備、資産の取得・処分、借入、貸付は、業績に重要な影響を与える事項として、取締役会で審議し、決定した後に実行します。

・取引先の信用リスクについては、外部調査機関の情報も活用して管理しています。

・情報セキュリティに関するリスクについては、関連規則を制定するなどの対応を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・業務執行の目標の明確化及び採算の徹底のため、事業区分ごとに目標値を期予算として策定し、それに基づく業績管理を行っております。予算及び実績については、取締役会で審議、報告します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・就業規則の周知を図るために、各部門に就業規則を備えております。

・企業行動基準を策定し、法と正しい企業倫理に基づき行動するよう徹底しております。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、親会社、子会社等のグループ会社はありません。従って、企業集団における業務の適正を確保する体制については該当しません。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置していません。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当の取締役にその旨連絡し、担当の取締役は必要な処置を講じるよう努めます。

(8) 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項

・監査役の要請によって、その職務を補助することになった使用人は、担当の取締役及び所属上長から一切の指揮、命令を受けることなく監査役の指示に忠実に従います。補助使用人の懲戒処分については監査役の同意を得ます。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・予算の実推値については、担当の取締役から毎月監査役に報告します。

・各取締役が担当業務に関して行った決定を記録した決裁文書の内容については、監査役の要求があればその都度監査役に報告します。

・取締役及び使用人は前２項に加え、法令違反や当社に重大な影響を及ぼす事実等を知ったときは、内部通報制度等により速やかに監査役に報告します。

・前３項及びその他の内容について、報告をした者が報告をしたことを理由とした不利取扱いを禁止します。その体制として「内部通報した当社の取締役及び使用人に対する不利益取扱いの禁止」を内部通報の活用により、取締役及び使用人に対し周知、徹底します。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の取扱いに関する事項

・事前に判明している監査役の職務の執行により生ずる費用については、期首に予算化します。

・前項以外に生ずる費用については監査役から事前申請又は事後の速やかな報告により、その費用の前払いまたは事後の払いにより負担します。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施します。

・監査役は、内部監査の結果について報告を受けます。

・監査役は監査及び会計に関する知識の習得に努めます。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**892,704**	**流動負債**	**60,362**
現金及び預金	790,908	買掛金	35,101
受取手形	20,996	未払金	1,267
売掛金	66,750	未払消費税等	963
商品	1,907	未払法人税等	4,289
仕掛品	－	未払費用	17,634
貯蔵品	3,023	預り金	1,104
前払費用	8,675	**固定負債**	**3,110**
その他	442	退職給付引当金	3,110
固定資産	**4,162**	**負債合計**	**63,473**
有形固定資産	**1,456**	**純資産の部**	
建物	0	項目	金額
工具、器具及び備品	1,456	**株主資本**	**770,090**
無形固定資産	**2,500**	資本金	1,400,024
施設利用権	0	資本剰余金	1,312,574
ソフトウエア	2,500	資本準備金	1,312,574
投資その他の資産	**206**	利益剰余金	△1,942,464
投資有価証券	0	その他利益剰余金	△1,942,464
その他	206	繰越利益剰余金	△1,942,464
		自己株式	△43
		新株予約権	**63,303**
		純資産合計	**833,393**
資産合計	**896,866**	**負債及び純資産合計**	**896,866**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

項　　目	金　　額	
売上高		357,321
売上原価		310,293
売上総利益		**47,027**
販売費及び一般管理費		146,456
営業損失		**99,428**
営業外収益		
受取利息	137	
為替差益	119	
その他	0	257
営業外費用		
株式交付費	8,105	
新株予約権発行費	11,776	19,882
経常損失		**119,053**
特別損失		
減損損失	15,398	
固定資産除却損	447	15,875
税引前当期純損失		**134,928**
法人税、住民税及び事業税	986	
法人税等調整額	－	986
当期純損失		**135,915**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,116,368	1,028,918	1,028,918	△1,806,549	△1,806,549	－
当期変動額						
新株の発行	283,656	283,656	283,656			
当期純損失（△）				△135,915	△135,915	
自己株式の取得						△43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	283,656	283,656	283,656	△135,915	△135,915	△43
当期末残高	1,400,024	1,312,574	1,312,574	△1,942,464	△1,942,464	△43

	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	338,737	－	338,737
当期変動額			
新株の発行	567,312		567,312
当期純損失（△）	△135,915		△135,915
自己株式の取得	△43		△43
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		63,303	63,303
当期変動額合計	431,352	63,303	494,656
当期末残高	770,090	63,303	833,393

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

商　品……移動平均法に基づく原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

仕掛品……個別法に基づく原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建　　物……定額法

（建物付属設備は定率法）

工具、器具及び備品……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

工具、器具及び備品　　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間３年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当期末における回収不能見込額はなく、貸倒引当金の計上はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に見合う支給見込額に基づき計上しております。ただし、当社は賞与支給見込額を未払費用として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合退職金要支給額を退職給付債務として計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

該当事項はありません。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　181,680千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加数	減少数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	3,389,700	848,000	－	4,237,700

（変動事由の概要）

新株の発行

第三者割当増資による増加　848,000株

2. 自己株式の関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加数	減少数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	－	49	－	49

（変動事由の概要）

単元未満株式の買い取りによる自己株式の取得　49株

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当期末残高（百万円）
		当期首	増加数	減少数	当期末	
平成26年度新株予約権	普通株式	－	852,000	－	852,000	63,303

（注）目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

目的となる株式の数の変動理由の概要

平成26年新株予約権の増加は、発行によるものです。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,094千円
未払賞与	4,138
投資有価証券評価損	29,016
減損損失	4,964
繰越欠損金	354,952
その他	1,815
繰延税金資産　小計	395,980
評価性引当額	△395,980
繰延税金負債	－
その他	－
繰延税金負債　小計	－
繰延税金資産の純額	－

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	790,908	790,908	－
(2) 受取手形及び売掛金	87,746	87,746	－
(3) 買掛金	(35,101)	(35,101)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

当社と関連当事者との取引

親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関連会社	株式会社エンプラス	埼玉県川口市	8,080,454	エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種製品の製造及び加工	(被所有) 20.01	資本・業務提携	第三者割当増資の引受（注）1	567,312	－	－
							新株予約権の付与（注）2	63,303	新株予約権	63,303

（注）1. 当社は、第三者割当増資は、平成26年12月８日付けで㈱エンプラスに対して848,000株の新株を発行した際の振込金額であります。なお、発行価額は１株につき669円であります。

2. 平成26年11月20日開催の取締役決議に基づき、新株予約権を付与するものであります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　181円73銭

１株当たり当期純損失　37円19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月１５日

株式会社　ＤＮＡチップ研究所

取締役会　御中

清友監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　員　久　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＤＮＡチップ研究所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月18日

株式会社ＤＮＡチップ研究所　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　今　井　庸　介　㊞

監　査　役（社外監査役）　吉　田　春　樹　㊞

監　査　役　大　塚　榮　子　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件(1)

1.　提案の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成２６年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2.　提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第27条　（省略） 　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり） 　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（監査役の責任免除） 第35条　（省略） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（監査役の責任免除） 第35条　（現行どおり） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第２号議案　定款一部変更の件(2)

1.　提案の理由

監査体制の充実強化を図るため、監査役の員数を現在の３名以内から４名以内に増員するものであります。

2.　提案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（員数） 第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。	（員数） 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
横田（よこた）　大輔（だいすけ）※ （昭和42年11月4日生）	平成５年８月　㈱エンプラス入社 平成12年４月　ENPLAS(U.S.A.),INC代表取締役社長 平成15年６月　㈱エンプラス取締役 平成16年４月　㈱エンプラス取締役エンプラ事業部長 平成18年４月　㈱エンプラス常務取締役事業本部長（兼） オプトプラニクス事業部長 平成19年４月　㈱エンプラス常務取締役事業本部長 平成20年４月　㈱エンプラス代表取締役社長 現在に至る	0株

（注）1.　※は新任取締役候補者であります。

2.　横田　大輔氏は、㈱エンプラスの代表取締役社長を兼務し、同社は当社と資本業務提携契約関係があるとともに、受託サービス事業において協業関係にあります。

第４号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって監査役今井庸介氏は、任期満了となります。つきましては、第２号議案が承認され監査役の員数が増加することを条件に、監査機能強化のため１名増員と合わせて、監査役２名の選任をお願いするものであります。
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
1	山田　國夫（やまだ　くにお）※ （昭和28年7月27日生）	昭和52年４月　日立ソフトウェアエンジニアリング㈱入社 第１システム部配属 平成３年９月　日立ソフトウェアエンジニアリング㈱ 公共システム事業部第１システム部 平成13年３月　日立ソフトウェアエンジニアリング㈱ 公共システム事業部中部システム部長 平成18年１月　日立ソフトウェアエンジニアリング㈱ （現 ㈱日立ソリューションズ） 監査室部長（内部監査担当） 現在に至る	0株
2	酒井　崇（さかい　たかし）※ （昭和30年1月23日生）	平成11年１月　㈱エンプラス入社 平成22年７月　㈱エンプラス取締役（兼）常務執行役 経営戦略本部長、財務経理部管掌 平成24年４月　㈱エンプラス取締役（兼）常務執行役 経営企画・広報IR部門担当（兼） 財務経理部管掌 平成25年４月　㈱エンプラス取締役（兼）常務執行役員、 経営企画管理本部長 平成25年６月　㈱エンプラス取締役（兼）専務執行役員、 経営企画本部長 現在に至る	0株

（注）1.　※は新任の監査役候補者であります。
2.　山田　國夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.　酒井　崇氏は㈱エンプラスの取締役（兼）専務執行役員を兼務し、同社は当社と資本業務提携契約関係があるとともに、受託サービス事業において協業関係にあります。
4.　山田　國夫氏は社外監査役候補者であります。
5.　社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について
(1)社外監査役候補者の選任理由及び独立性について
①山田　國夫氏につきましては、日立ソフトウェアエンジニアリング㈱の監査室部長として培われた経営全般に関する知識、経験を当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
②山田　國夫氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたことはありません。
③山田　國夫氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
(2)在任中に不正な業務執行が行われた事実及びこの事実の発生防止及び発生後の対応について
該当事項はありません。
(3)社外監査役との責任限定契約について
当社は、定款第35条に基づき山田　國夫氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第１項の責任について、同氏が監査役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成27年６月23日（火曜日）の午後５時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

会場ご案内図

会　　場　　ベストウェスタン横浜
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目29番地1
電話　045(504)8900
交　　通　　電車
・JR 京浜東北線鶴見駅下車、徒歩５分
・京浜急行線京急鶴見下車、徒歩３分

会場付近略図

